

議案第137号

大津市教育大綱を定めることについて

大津市教育大綱を次のとおり定めることについて、大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）第6条の2第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月1日提出

大津市長 佐藤 健 司

# 大津市の教育の基本理念と基本方針

## 1 基本理念（目指すべき教育の姿と人間像）

「第3期大津市教育振興基本計画／大津市教育大綱」（以下「第3期基本計画」という。）においては、基本理念を次のとおり設定します。

### 新しい価値と可能性を追求する大津の教育

#### ～多様性を尊重し自立する人～

それぞれの言葉に込めた理念は、次のとおりです。

#### 「新しい価値と可能性を追求」

人工知能（AI）やビッグデータなどの技術革新が一層進展し、複雑で予測困難な時代を迎えるに当たって、これまでの教育において普遍的な価値として大切にしてきた調整力や自己指導能力などの人間の強みを生かしながら、柔軟な発想や感性で「新しい価値」を創造するとともに、様々な変化を前向きに受け止め、夢や志の実現に向け、「可能性」を伸長することのできる教育を目指します。

キーワード：未来志向・柔軟な発想・自己実現・達成感・生きがい・活気・原動力

#### 「多様性を尊重」

価値観やライフスタイルなどの多様性が進む社会においては、一人一人が思いやりや優しさを持つとともに、それぞれの“違い”を認め合い、共に助け合いながら協働していくことが重要です。それぞれの個性を認め、受け入れ合う包容力と異なる価値観との調和力を大切にする教育を目指します。

キーワード：思いやり・優しさ・気配り・共感・共助・協働・受容・協調

#### 「自立」

激変する社会環境の中で、社会の持続的発展を図っていくためには、一人一人が自らの言動に責任感を持つとともに、自らを律しつつ、他者とも協調していく姿勢が必要です。社会を形成する一員としての自覚の下、主体的に考え、判断し、行動できることを大切にした教育を目指します。

キーワード：責任感・自主・自律・社会の形成者・貢献・自信・誇り

また、「第2期大津市教育振興基本計画／大津市教育大綱」（以下「第2期基本計画」という。）の基本理念は「子どもの育成」としていましたが、第3期基本計画の基本理念においては上記を踏まえ、全世代を対象とするものとなりました。

## 2 基本方針

基本理念である「新しい価値と可能性を追求する大津の教育～多様性を尊重し自立する人～」の実現に向けて、今後5年間の本市の教育振興の基本方針を次のとおり5つ掲げることとし、第2期基本計画を引き継ぐとともに、新たな時代に対応した教育を進めます。

### ■ 基本方針1 次代を生き抜く力を育みます。

社会の多様化・複雑化が加速する次代を生き抜くためには、知識及び技能の習得にとどまらず、未知の状況においても思考、判断及び表現することができる力、学びを人生や社会に生かそうとする力など、「自分の人生を自分で切り拓いて生きていく力」を、知徳体の観点を大切にしながら総合的に育成する必要があります。

- 平成29・30年改訂学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）では、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」及び学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」を育成することが求められています。  
そのため、学ぶ意義を明確にし、子ども一人一人の学びの状況に応じた最適な支援に努めるとともに、仲間と協働して課題解決に取り組む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業へと転換を図り、子どもの学ぶ力を育てます。
- 学校の全ての教育活動を通して、価値観の多様性を認め、尊重し、理解する寛容な心、また、自制心や協調性、やり抜く力など、子どもの学びや生活の支えとなる人間性を育み、よりよく生きる心の教育を進めます。
- 「人生100年時代」をより豊かにするため、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力、体力向上と健康保持の基礎となる力を育てます。また、睡眠や食生活など心身の健康を保持し、増進するため、これらを自己管理する力を育てます。
- 地域の自然や歴史、文化など、実際に「見る・聞く・触れる」ことを重視した体験的な学習を通して、郷土に愛着と誇りを持つとともに、命や自然の大切さに気付き、主体的に行動できる子どもを育成します。
- 超スマート社会を見据え、ICTを効果的に活用した教育を推進し、情報モラルを踏まえた情報活用能力等の情報化社会に必要な資質や能力を育てます。

### ■ 基本方針2 子どもが安心して学ぶことができる環境を整えます。

子どもが抱える課題の解決に向け、学校組織として対応するとともに、子ども一人一人に焦点を当て、きめ細かで最適な方策や手立てを講じながら、子どもの命を輝かせ、安心につながる対応を図ります。

- いじめ対策については、子どもの命に関わることとして、「子どもの変容を意識高く読み取ること」、「組織的対応を行うこと」、「保護者や関係機関と連携すること」などの適切な対応を行うとともに、子どもによる自主的・主体的な未然防止につながる活動を支援するなど、総合的ないじめ対策を進めます。
- 将来の自立と社会的参加につながる不登校対策を進めるとともに、子どもの個性や多様性を認め、一人一人の存在を尊重する学校教育を一層充実させます。
- 特別な支援を必要とする子ども一人一人へのきめ細かな支援体制の強化に努め、子どもが安心して学べる環境の構築を目指します。
- 非常変災時等において、子どもの安全を最優先にした対応を図ります。また、学校施設の改修や通学路の安全対策など、子どもの安心・安全につながる教育環境の整備を進めます。

#### ■ 基本方針3 次代を見据え、大津の教育を活性化する教育改革を行います。

学校は、保護者を始めとする市民の期待や願いを受け、子どもが安心して学べ、学力や体力を確実に培い、知徳体の調和の取れた人間性を総合的に育み、子どもが健やかに成長できる場であることが重要です。学校教育に関わる全ての者が、これからの未来を担う子どもの成長にとって重要な役割を有することを認識し、保護者や市民の「信頼」につながる教育改革を進めていく必要があります。

- 子どもと保護者に信頼される学校づくりに向け、地域の特色を踏まえた教育の推進、学校の組織対応力やマネジメント力の向上、積極的な情報発信など、自主的、自律的な学校づくりを進めます。
- 教職員は、子どもの確かな成長につながるよう研究と修養に努めます。教育委員会は、教職員としての専門的な力量や人間力を総合的に高める研修等を実施し、人材の育成を図ります。
- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や「チームとしての学校」の考え方にに基づき、保護者や地域社会等とつながり、社会に開かれた学校運営を行います。
- 教職員が子どもと向き合える時間を十分に確保できるよう、総合的な働き方改革を進めるなど、持続可能な社会に対応できるよう教育改革を進めます。

#### ■ 基本方針4 社会全体で子どもを育てます。

子どもへの教育は、社会的自立に向けた基礎的・基本的な資質及び能力の育成を図るとともに、人としての基礎づくりでもあるため、その教育は、家庭、地域及び学校がそれぞれの役割を果たし、互いに連携・協働し、社会全体で子どもの成長を支えていく必要があります。

- 家庭教育は、子どもの成長にとって極めて重要な意味を持っています。子どもが家族間の信頼関係に基づき、安定した中で人間性の基盤が形成されるよう、子育てに関する学習機会や啓発活動、相談活動の充実を図るなど、家庭の教育力の向上に努めます。
- 子どもの保育環境を充実させるとともに、子どもの居場所づくりや児童虐待への適切な対応

など、子どもを育てる環境づくりを推進します。

- 学校は、「チームとしての学校」を推進し、保護者や地域の住民等のステークホルダーと協働した教育活動を行うため、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用し、地域学校協働活動を促進します。また、企業、大学等の人材等を活用して、子どもの学びの可能性を広げる教育活動を行います。さらに、生徒指導上の課題等の対応に関し、専門職や関係機関と積極的な連携を図り、子どもにとって最適な対応が図られるよう努めます。

■ 基本方針5 共に生きる地域づくりのための社会教育を推進します。

少子高齢化や人口減少など、社会を取り巻く環境が急激に変化する中、地域が自立し、持続可能なまちづくりに向けて、地域での課題解決力や教育力の向上が求められています。

そこで、個人の成長とともに、地域のまちづくりや人づくりにつなげるため、自らの学びの成果を地域の活動の中で積極的に生かしていく必要があります。

- 地域での課題解決に向けて、地域の人それぞれが関係する地域課題を共有し、自らの学びの成果を生かして解決するとともに、様々な地域課題を地域と市が共有し、協働して解決していく仕組みづくりを進めます。
- それぞれの地域にある歴史や文化を大切にし、歴史遺産や伝統文化を次世代へ承継することで、地域への愛着と誇りにつなげていきます。
- 市民の誰もが生涯にわたってスポーツを楽しめるよう、健康づくりにつながる運動・スポーツの機会を充実させます。
- 地域の人それぞれが協働して課題解決をしていくためには、多様性を認め合いながら共生していくことが重要であることから、思いやりや助け合いの心など、人権に対する意識の醸成に努めます。

## 重点アクション

### 1 重点アクションの位置付けと方向性

#### 〔1〕重点アクションの位置付け

目指すべき教育の姿と人間像を実現していく上で、本市の現状を踏まえ、これからの5年間で特に力を注ぐべき重点的な施策としての重点アクションを定めました。この重点アクションは、本市の教育を取り巻く諸課題の中で、特に今日的に取り組むべき課題に対応して、5つの基本方針に基づく施策の中から設定するものです。

#### 〔2〕重点アクションの方向性

第3期基本計画において、第2期基本計画を踏襲しつつ、社会や経済の急速な変化に伴い、個人の価値観や生き方も多様化している中で、未来を担う子どもが自らの夢や可能性を追求できる学校教育の在り方や子どもの育ちを支える家庭教育、地域が主体となる学びの在り方など、これからの時代に対応した本市の教育を推進するため、次の5つの重点アクションを設定します。

アクション1 将来の夢や可能性を広げる学ぶ力アップ

アクション2 安心して学べる学校づくり

アクション3 子どもと市民に信頼される学校づくりと  
教職員の資質向上

アクション4 家庭教育と家庭・地域・学校の協働の充実

アクション5 持続可能な地域づくりを担う人材の育成

## 2 重点アクションの内容

### アクション1 将来の夢や可能性を広げる学ぶ力アップ

#### 内容

これからの社会は、長寿化に伴う「人生100年時代」や人工知能（AI）、ビッグデータに代表されるような「Society5.0時代」を迎えようとしています。人生観や職業観も変化することが予測され、子どもたちは、こうした変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性や創造力を働かせ、未来を切り拓いていくことが期待されます。

このような社会変化に対応し、新学習指導要領が令和2年度からは小学校で、令和3年度からは中学校で完全実施されます。新学習指導要領では、これからの時代に求められる資質・能力として、①「何を理解しているか、何ができるか」（生きて働く「知識・技能」）、②「理解していること、できることをどのように使うか」（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」）、③「どのようにして社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」）が示されており、学校では、その趣旨に基づき、「何を知っているか」にとどまらず、「何ができるようになるか」を意識した学習指導が求められています。

そのため、本市においては、「学ぶ力」の主要素を上記の3つの資質・能力と捉え、子どもの将来の夢や可能性が広がるよう、総合的な学ぶ力を向上させるための施策を推進します。

子どもの学びを質的に高めるために、いわゆる一斉教授型の授業から個別最適化型の授業へ、また、アクティブ・ラーニングの視点を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」につながる授業へと転換を図ります。

さらに、「社会に開かれた学校」として、専門家や地域の人材、資源の活用を図るとともに、教科等について横断的な視点で教育課程を編成する「カリキュラム・マネジメント」の取組を進めます。

また、子どもたちの学ぶ力を育むためにも、教員の専門性を高め、新たな課題にも対応できる力量が必要となります。教員が様々な子どもの状況に応じ、子どもにとってこれから求められる資質や能力を引き出し、培うことができるよう、学校での日常的な研修（OJT）を始めとして、大津市教育センター等における指導力向上のための研修の充実を図ります。

#### 課題

「将来の夢や可能性を広げる学ぶ力アップ」を進めるに当たっての課題は、次のとおりです。

##### ①「学びに向かう力」

令和元年度の全国学力・学習状況調査において、本市の小学生、中学生ともに「無回答率」が全国平均と比べ高く、また、小学生よりも中学生の方が全国平均との差が大きい傾向が見られました。この原因の一つに、学びに向かう力が弱いことが考えられます。「なぜそのことを学ぶのか」、「どういった力が身に付くのか」という学ぶことの本質的な意義を明確にした上で、子どもが主体的に問題を捉え、解決しようとする意欲を向上させ、持続させるための学習過程を工夫することが求められています。

## ②「教員の指導力」

新学習指導要領において求められる子どもの資質・能力を培うため、指導経験の浅い若手教員のみならず、ベテラン教員もこれまでの指導方法からの転換を図り、授業構成力や指導力、子どもに対する理解力等といった教員の総合的な力量を高めることが求められています。一方で、生徒指導や部活指導等で、教員が自らの指導力を向上させるための教材を研究する時間や、同僚教員にアドバイスをもらうための時間が限られているという現状があります。

## ③「家庭の教育力」

基礎的な生活習慣や学習習慣に課題が見られる子どもも少なくありません。早寝早起きなどの生活リズムの向上やゲームやスマートフォン等の利用時間等のルール化、家庭学習の定着化など、子どもが学ぶ力を高め、自立・成長するための基礎的な土台づくりを進めていくことが必要です。

## 方針（進め方）

将来の夢や可能性を広げる学びの力を向上させるために、次の4つの方針を掲げます。

- 1 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、指導方法や指導體制の転換を図り、「なぜそのことを学ぶのか」、「どういった力が身に付くのか」という学ぶことの本質的な意義を明確にした上で、子どもの学びを質的に高めます。
- 2 子どもが自らの考えや思いをかつ達に表現し、互いに認め、高め合える人間関係づくりを支援します。
- 3 学校は、組織を挙げて子どもの学ぶ力の向上を図ります。また、教員は、自らの指導力等の向上を図るため、学び続ける教員として主体的に研究と修養に努めます。
- 4 家庭、地域及び学校が協働して、子どもの学びを支援します。

具体的には、次のような取組を進めます。

- 1 子ども一人一人の学びの状況に応じた最適な支援に努め、基礎的な知識及び技能の習得に努めます。また、教員からの一方向の授業ではなく、児童生徒が仲間と協働して課題解決に取り組む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業方法へと転換を図ります。
- 2 小学校における教科担任制、中学校における学年を超えた教科担当制（縦持ち授業）及び複数校での教科担当制、中学校教員による小学校での教科指導など、従来の枠を超えた指導體制を研究し、推進します。
- 3 ICT環境の整備を図るとともに、ICTを効果的に活用した次世代型教育を研究し、推進します。各教科等において情報技術を適切に活用した学習活動を充実させ、子どもの情報活用能力を育成します。特に、プログラミング教育においては、プログラミングの働きや良さに気付くとともに、論理的思考の育成を図ります。また、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てるための情報モラル教育を進めます。
- 4 英語教育のこれまでの取組の成果を生かしつつ、小学校低学年からの「外国語活動」を実施し、子どもの英語力の向上を図ります。外国語指導助手（ALT）の効果的な活用等により英語に触れ



- る機会を充実させ、特に、「使える英語」として「話す」力及び「聞く」力の向上を図ります。
- 5 体験的な学習を推進するとともに、「社会に開かれた教育課程」の理念の下、地域の人材などの教育的資源を生かした活動を推進します。また、各教科の学習を実社会における課題の解決に生かしていくSTEAM教育の視点を踏まえ、教科等について横断的な「カリキュラム・マネジメント」に取り組みます。
  - 6 外国語教育や理科教育、ICT教育等において、外部の専門家や民間企業、大学等の優れた知見や技術を積極的に活用し、子どもの専門的、多面的な学びにつなげます。
  - 7 教育委員会は、学校の主体性を重視しつつ、上記の「主体的・対話的で深い学び」につながる指導方法や「小学校教科担任制」等の指導体制など、本市の方向性を示す先進的、実践的な取組を行う学校を指定し、その成果を踏まえ、全市的な取組へと発展させます。
  - 8 学校においては、日々の教育活動全般を通じて、子どもたちが自分の考えや思いをかつ達に表現でき、お互いに考えや価値観の違いを認め合える人間関係づくりを支援し、子どもの学びが広がり、深まるよう、子どもの心の成長を後押しします。
  - 9 子どもたちの他者とのより良い関係の中で、自らを表現し、認められ、成長を実感することを通して、子どもの自己肯定感を醸成し、新たな学びに向かう原動力につなげます。
  - 10 学校は、自校の子どもの学力の状況を分析し、改善すべき課題を明確にした上で、教員の指導力、授業力を高めるため、組織的に校内研究や日常的な研修（OJT）を推進します。
  - 11 教員は、自らの授業を振り返るとともに、他の教員の授業や先進的な研究に触れること、大津市教育センター等における研修に主体的に参加すること等を通して、より効果的で子どもの学びが高まるよう指導力等の向上に努めます。教育委員会は、教員の資質向上に係る研修を自らの課題に応じて受講できるよう研修体系を充実させ、本市の教育を担う教員の育成に努めます。
  - 12 教育委員会は、全国学力・学習状況調査等の結果について、大学や民間企業等と連携し、分析及び評価を行います。また、改善方策も含め、学校の取組を支援します。
  - 13 優れた専門性や指導力を持つ教員を認定するスーパーティーチャー制度（仮称）の実施を推進します。
  - 14 子どもたちの学習の状況等を保護者に伝え、家庭と学校とが協働し、学びの土台となる子どもの基礎的な生活習慣や自立心、社会性を育みます。また、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を通して、地域において子どもの姿や育ちを共有し、目標や願いを共にして、地域ぐるみで子どもの育成に努めます。
  - 15 校区内の保育園・幼稚園から中学校までの教員等が、お互いに子どもの参観や合同研修会を開催するなど、学びのつながりを意識した教育活動を行います。幼児期の教育から小学校への円滑な接続を図るスタートカリキュラムや教科、領域等で身に付けたい力を明確にした小中一貫カリキュラムの作成を進めます。また、教育委員会は、学校制度の在り方として、義務教育学校や小中一貫校の設置の検討を進めます。

## 成果目標（指標）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校 2/2 中学校 2/2	小学校 2/2 中学校 2/2	小学校 2/2 中学校 2/2	小学校 2/2 中学校 2/2	小学校 2/2 中学校 2/2
<p>全国学力・学習状況調査における教科に関する調査において            ・全国平均を上回った各教科区分数            ※教科区分：小学校（国語・算数）                              ：中学校（国語・数学）            ※令和元年度 小学校1/2 中学校1/2</p>				
全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
<p>全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙調査において            国語・算数・数学の学習への関心・意欲・態度に関わる質問項目※1に肯定的な回答（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）をした児童生徒の割合            令和元年度 大津市（全国）            ※国語 小学校 59.6%（64.2%）                      中学校 57.6%（61.7%）            ※算数・数学 小学校 63.4%（68.6%）                              中学校 57.6%（57.9%）            ※1 質問項目 「国語の勉強は好きですか」、「算数の勉強は好きですか」及び「数学の勉強は好きですか」</p>				
0%	5%	15%	20%	30%
<p>小学校、中学校の一貫したカリキュラム（教育課程）を作成した中学校区の割合            ※令和元年度 0%            ※教科・領域等のうち、1以上のカリキュラム</p>				

## 主な事業

- ・全国学力・学習状況調査の分析（教育委員会事務局学校教育課）
- ・教員の指導力向上に係る研修、学校訪問（教育委員会教育センター、教育委員会事務局学校教育課）
- ・教員のICT機器等を活用した指導力向上のための研修、研究（教育委員会教育センター、教育委員会事務局学校教育課、教育委員会事務局教育総務課学校ICT支援室）
- ・デジタル教科書、タブレット端末等のICT機器の整備（教育委員会事務局学校教育課、教育委員会事務局教育総務課学校ICT支援室）
- ・学校生活支援員配置事業（教育委員会事務局学校教育課）
- ・幼児期の教育の充実（福祉子ども部幼児政策課）

## アクション2 安心して学べる学校づくり

### 内容

学校では、子どもたちが、仲間と生活を共にする中で、切磋琢磨し、自らの魅力や社会性等、将来の自立に向けた総合的な人間力の基盤を育てます。こうした力を着実に身に付け、生き生きとした姿で日々成長するためにも、まず、学校が、子どもたちにとって安心して学ぶことができる場であることが重要です。

子どもが成長する過程の中で抱える課題や不安、悩み、また、そのことにより表出する様子は、不登校やいじめ、暴力行為など様々です。また、児童虐待や特別な支援を要する子どもも増加傾向にあります。学校では、これまでのいじめ対策の取組において、「子どもの変容を意識高く読み取ること」、「組織的に迅速、誠実な対応を図ること」、「保護者や関係機関と連携して対応すること」など、学校対応の仕組みづくりを進めてきました。今後は、いじめ対策における考え方や対応を、いじめ対策はもとより、幅広く、子どもの抱える課題の対応へと生かし、子ども一人一人に焦点を当て、きめ細かで最適な方策や手立てを講じながら、子どもの安心につながる対応を図ります。

同時に、「特別の教科 道徳」や人権教育を中心として、自らの言動を見つめながら、自他の生命の尊重や優しさ、思いやりの心などの人間性を育むとともに、互いの考えや価値観の違いを認め、支え合う関係づくりを後押しし、子どもの心の教育を推進します。

また、こうした子どもの不安や悩みに寄り添い解消する体制づくりや仲間との良好な関係を築く取組を進め、子どもの安心につなげるとともに、災害時の対応や教育環境の整備も含めて子どもの命や身の安全を確保し、安心な学校づくりを進めることも重要です。

近年、台風や地震等による自然災害も多く発生しています。また、令和2年、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大しました。学校管理下における子どもの安全確保や健康保持のため、学校の危機管理体制を充実させるとともに、子どもが自他の安全及び健康のために主体的に判断し、行動できる力を育成します。

また、学校施設の老朽化も進んでいます。教育環境が子どもに与える教育的効果は大きく、さらに、防災拠点としての重要性も高いことなどから、学校施設について、市全体の公共施設の在り方も踏まえ、大規模改修を含めた教育環境の整備を進めます。

### 課題

「安心して学べる学校づくり」を進めるに当たっての課題は、次のとおりです。

#### ①「子どもの抱える課題の多様化」

情報化の進展や社会構造、家族構成等の変化等により、子どもを取り巻く環境が大きく変わりつつあります。こうした社会的背景から、子どもが抱える課題も多様化、複雑化しています。

また、幼児期から特別な教育的支援を必要とする子どもが増えており、個々の子どもの状況に応じた支援とともに、子ども同士の関係性や保護者のニーズへの対応も含め、学校の役割が増大しています。

## ②「学校の危機管理」

学校の管理下においては、子どもの命や安全を守るために、台風や地震などの自然災害に加え、火災や不審者侵入、感染症や熱中症などの様々な状況を想定し、定期的な訓練等も行いながら、適切な対応を図る必要があります。そして、そのためには保護者や地域住民等との連携をより一層進めていく体制づくりが求められています。

## ③「学校施設等の老朽化」

学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごすことから、高い安全性が求められます。また、体育館等は、地域防災の観点から避難所としての機能を有しています。一方で、施設の老朽化が進み、大規模な改修等により長寿命化を図る必要がある学校施設も多くあります。

## 方針（進め方）

子どもが安心して学ぶことができる学校となるために、次の4つの方針を掲げます。

- 1 校園長のリーダーシップの下、生徒指導上の課題に対して組織的な対応を図り、子どもの安心につながる対応を図ります。
- 2 子ども一人一人に焦点を当て、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行うとともに、子どもの個性や多様性を認め、かけがえのない存在として互いを尊重する教育の充実を図ります。
- 3 危機管理意識を高く持ち、子どもの安全確保に努めます。また、子どもが自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成します。
- 4 教育環境の整備を進めます。

具体的には、次のような取組を進めます。

- 1 生徒指導上の問題が生じた場合には、これまでのいじめ対策における考え方や対応を生かし、教員個々が対応するのではなく、組織として情報共有し対応方針の決定を行うなど、保護者や関係機関等と連携しながら、適切な対応を図ります。
- 2 いじめ対策については、各学校において、いじめ等の問題行動に対する教員の日々の適切な支援・指導を徹底するとともに、子どもによる自主的・主体的な活動を通じて、未然防止につなげ、子どもが安心して学ぶことができる環境づくりを進めます。
- 3 適応指導教室（ウイング）における活動や学習、小学校への不登校対策に係る巡回訪問を行うとともに、フリースクール等の民間団体との協力の在り方について検討するなど、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）の趣旨に基づき、将来の社会的な自立につながる不登校対策を進めます。また、不登校が生じないような魅力ある学校づくりを推進します。
- 4 特別支援教育については、個々の子どもの状況を把握し、効果的で継続的な支援を図るため、保護者とともに教育支援計画等の作成を進めるとともに、学校間はもとより、大津市子ども発達相談センター等との連携を進め、途切れない支援に努めます。また、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育の理念を踏まえ、居住地交流や共同学習等により、子どもたち

が互いに理解し、助け合い、支え合う関係づくりを進めます。

- 5 スクールカウンセラーを学校に派遣し、巡回相談を実施するなど、子どもの育ちや学校生活の状況など、保護者が子育てに関して相談できる機会を充実させます。また、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、学校や関係機関等との連携による環境調整や支援の充実を図ります。
- 6 「特別の教科 道徳」や学級活動等を通して、一人一人の良さや違いを尊重し、認め合う関係づくりを進めます。また、子ども自らが、より良い学校生活や人間関係にするために考え、行動する機会を支援します。
- 7 グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等の関係づくりの学習を通して、子どものコミュニケーション力や対人スキルの育成を図ります。
- 8 学校は、子どもの命を預かる場であることから、常に、危機管理意識を持つとともに、非常変災時においては、学校の危機管理マニュアルに基づき、迅速かつ適切な対応を図ります。また、円滑な対応が行えるよう保護者や地域住民との連携を進めます。
- 9 学校は、子どもの発達段階に応じて、交通安全教室や避難訓練、応急手当講習等の実践的な学習を含めた安全教育を行い、危険を予測する力や自他の安全のために行動する力、地域の安全に貢献する姿勢など、安全に関する資質・能力を育成します。
- 10 学校は、子どもが感染症に対する正しい知識を身に付け、身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いの実施など、感染リスクについて自らで判断し、対策を実践できる力を育成します。また、可能な限り3密（密閉・密集・密接）を回避するなど、感染リスクを低減する対策を講じるとともに、教育活動の内容や方法を工夫することで、子どもの学びを保障する取組を進めます。
- 11 子どもの登下校中の交通事故や不審者対応のため、警察や道路管理者、子ども安全リーダー、スクールガード、地域関係団体等と連携し、安全対策を講じます。
- 12 学校施設については、定期的な点検を行い、必要に応じて修繕等を行うとともに、長期的な視点に立って大規模改修等の施設改修を進めます。また、トイレを含む学校施設の環境改善に努めます。

## 成果目標（指標）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
<p>全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙調査において            学校生活に関わる質問項目※1に肯定的な回答（「当てはまる」「どちらかといえば            当てはまる」）をした児童生徒の割合</p> <p>令和元年度            大津市（全国）            小学校 86.9%（85.8%）            中学校 80.9%（81.9%）</p> <p>※1 質問項目 「学校に行くのは楽しいと思いますか」</p>				
74%	78%	82%	86%	90%
<p>小中学校における個別の指導計画の作成率            ※令和元年度 71%            ※特別な支援を要する児童生徒のうち、個別の指導計画を作成している割合</p>				

## 主な事業

- ・ 道徳教育、人権教育の推進（教育委員会事務局学校教育課）
- ・ いじめ対策事業（教育委員会事務局児童生徒支援課、政策調整部人権・男女共同参画課いじめ対策推進室）
- ・ 不登校対策事業（教育委員会事務局児童生徒支援課）
- ・ 特別支援教育の推進（教育委員会事務局学校教育課特別支援教育室、福祉子ども部幼児政策課）
- ・ 特別支援教育相談事業（教育委員会事務局学校教育課特別支援教育室）
- ・ 子どもの発達相談事業（教育委員会子ども発達相談センター）
- ・ 安全教育の推進（教育委員会事務局学校教育課、教育委員会事務局児童生徒支援課）
- ・ 通学路管理事業、スクールガード関係事業（教育委員会事務局児童生徒支援課）
- ・ 通学路安全施設整備事業（建設部道路・河川管理課）
- ・ 交通安全啓発、地域ぐるみの防犯体制の整備（市民部自治協働課）
- ・ 防災知識の普及（総務部危機・防災対策課）
- ・ 学校園の施設整備（教育委員会事務局教育総務課、福祉子ども部保育幼稚園課）
- ・ 学校施設の長寿命化改良事業（教育委員会事務局教育総務課）

## アクション3 子どもと市民に信頼される学校づくりと教職員の資質向上

### 内容

本市では、平成23年10月にいじめ自死事件が起こったことに対し、二度とこのような悲しい事件が起きることのないよう、いじめ対策に取り組むとともに、当時の学校や教育委員会の対応の反省に立ち、信頼される教育の実現に向け、学校や教育委員会の意識を変える改革に取り組んできました。

そして、学校教育は子ども一人一人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、社会の形成者として必要とされる資質を養う役割を担っており、学校は保護者を始めとする市民の期待や願いを受け、子どもが安心して学べ、学力や体力を確実に培い、知徳体の調和の取れた人間性を総合的に育み、子どもが健やかに成長できる場であることが重要です。こうした学校の日々の教育活動の積み重ねが、子どもはもとより、保護者や市民の「信頼」につながると考えます。

学校は、迅速、誠実な組織的対応や積極的な情報提供に努めるとともに、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や「チームとしての学校」の考え方にに基づき、社会に開かれた学校運営を行います。また、教育委員会は、学校がこれらの実現に向け、主体的で自律した学校運営が行えるよう学校裁量の拡大を図ります。

一方、子どもと直接向き合う教員は、自己の崇高な使命や子どもの可能性を開く自主的・創造的な職業であることを深く自覚し、常に研究と修養に努め、自らの専門性の向上を図る必要があります。本市は、中核市として教職員の研修を行うこととなっています。教職員に必要な専門性の向上のための知識や技能を習得するための研修及び法令順守やマネジメント力、調整力等の総合的な人間力を高めるための研修を本市の実態や課題に即し体系的に行います。

本市の学校教育に関わる全ての者が、これからの未来を担う子どもの成長にとって重要な役割を有することを再認識し、子どもや市民から信頼される学校、教職員であることを目指します。

また、教職員が事務処理や生徒指導の対応等により、長時間勤務に至っている現状があります。教職員が、心身ともに生き生きと教育活動が行えるよう、超過勤務の縮減や健康保持、メンタルヘルス対策などの総合的な働き方改革を進めます。

### 課題

「子どもと市民に信頼される学校づくりと教職員の資質向上」を進めるに当たっての課題は、次のとおりです。

#### ①「多様化する価値観と学校の役割の課題」

情報化社会の進展や社会構造の変化に伴い、保護者や地域の学校教育に対する価値観やニーズが多様化しています。また、学校教育においては従来からの教育課題に加え、「Society5.0」時代に対応した次世代教育の推進等の新しい教育課題への対応も必要であり、子どもの教育に果たす学校教育の役割が変化しています。

#### ②「教員の資質向上の課題」

学校教育の実践的専門家である教員としての力は、日々の教育実践や教員自らの研修と修養により向上するものですが、日々の様々な対応業務に追われ、自らの教育実践を振り返るとともに

新しい教育課題への対応など、自らの専門性の向上を図るために学び続ける時間を見出すことが難しい現状があります。

また、教員の年齢構成の不均衡により、若手教員を多く採用する必要が生じ、専門性を高める途上にある若手教員が増加し、これまでの学校文化で培われた経験知や優れた指導技術等の伝承といった課題が顕在化し、魅力ある授業に結びつく教育活動を行うことが難しく、指導力が引き継がれないことや、教員としての力量に差が生じているという現状があります。

### ③「校園長の組織的対応、主体性や自律性の課題」

いじめ等の学校園で起きた問題への対応において、問題が長期化、深刻化するケースでは、校園長の強いリーダーシップによる組織的対応に課題があります。また、学校運営上の人的配置や予算等について、学校裁量の範囲が制限されていることから、校園長が自ら考えるビジョンの実現に向けた多様で自主的・創造的な教育活動の制約を受けているという現状があります。

### ④「教職員の法令順守等の意識と行動の課題」

不祥事防止に係る研修等を通して、教職員の倫理観、法令順守等の意識の向上を図っていますが、一部教職員による不祥事が発生することで、当該学校の子どもや保護者の信用を失うだけでなく、本市の教育に対する信用の低下につながっています。

### ⑤「教職員の長時間勤務の課題」

学校が担う業務の増加や児童生徒の生徒指導課題への対応等により、教職員が長時間勤務している実態があり、多忙な状況等からストレスを抱える教職員も少なくありません。

## 方針（進め方）

子どもと市民から信頼される教職員、学校となるために、次の4つの方針を掲げます。

- 1 校園長のリーダーシップの下、社会に開かれた主体的で自律した学校づくりを進めます。
- 2 教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、自らの専門性の向上に努めます。
- 3 教職員一人一人が、コンプライアンス意識を高め、不祥事防止を図ります。
- 4 教職員が心身ともに健康で職務が行えるよう働き方改革を進めます。

具体的には、次のような取組を進めます。

- 1 校園長は、子どもや地域の実情、特色を踏まえつつ、目指すべき教育のビジョンを示し、子どもが総合的に成長できるよう人的・物的教育資源等をマネジメントして学校園の運営を行います。
- 2 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を全ての小中学校で整備し、保護者や地域と協働して子どもを育てる体制を構築します。
- 3 学校は、「チームとしての学校」の考え方の下、多様な専門性を持つ人材と積極的に連携します。
- 4 学校便りやWEBページ等により、積極的に学校の教育活動や学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）における協議内容等を周知、広報します。また、必要な事項について説明責任を果たします。
- 5 教育委員会は、学校が主体性を発揮して特色ある教育活動を行えるよう、規則や手順等の見直しも含めて、責任の明確化と学校裁量権の拡大を図ります。また、学校の裁量により予算執行できる



制度の創設についても検討します。

- 6 教育長、教育委員によるスクールミーティングを継続し、学校現場の課題や市民ニーズの状況把握に努め、課題にスピード感を持って対応します。
- 7 教員は、子どもの確かな成長につながるよう情熱を持って教育活動を行うとともに、「学び続ける教員」として、研究と修養に努めます。
- 8 校内研究や日常的な研修（OJT）を行うなど、学校における効果的、実践的な研修により、校内の人材の育成を図り、学校組織の強化につなげます。
- 9 教職員の研修を担う中核市として、教職員に必要な専門性向上のための知識や技能を習得するための研修及び法令順守やマネジメント力、調整力等の総合的な人間力を高めるための研修を本市の実態や課題に即し体系的に行います。
- 10 教職員一人一人が、教育公務員としての使命を自覚した教育活動を行うとともに、自らのコンプライアンス意識や資質向上のために必要な研修に主体的に参加します。
- 11 学校において不祥事防止委員会を機能させるとともに、不祥事防止のための研修を具体的な事例を通して「自分ごと」として考えることができるなど、内容や方法を工夫し、教職員の意識向上につなげます。
- 12 職場の同僚に声をかけ、相談に乗れるなどのコミュニケーションが円滑、活発な職場環境づくりを進め、組織としての同僚性や自浄作用を高めます。
- 13 教職員の長時間勤務の縮減、事務負担の軽減や人的支援、業務の改善等の総合的な働き方改革を進めます。
- 14 教育委員会は、学校現場等の意見を踏まえつつ、従来から継続する事業や研修会、報告書等の目的や効果を検討し、必要に応じて廃止や簡易化等の見直しを進めます。

## 成果目標（指標）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども：2.35 保護者：2.25	子ども：2.4 保護者：2.3	子ども：2.43 保護者：2.33	子ども：2.46 保護者：2.36	子ども：2.5 保護者：2.4
<b>子ども・保護者による学校評価の評価点</b> （アンケート調査により確認）※平成27年度から令和元年度までの5年間平均 子ども 2.32 保護者 2.22（3点満点）				
小学校：30時間 中学校：41時間	小学校：28.5時間 中学校：39時間	小学校：27時間 中学校：37時間	小学校：25.5時間 中学校：35時間	小学校：24時間 中学校：33時間
<b>教職員の在校等時間の減少（全教職員の月平均時間外在校等時間数の削減）</b> ※令和元年度 小学校：月平均31.5時間 中学校：月平均43時間 （小学校・中学校ともに毎年5%の削減を目標とする。小学校：-1.5時間 中学校：-2時間）				

## 主な事業

---

- ・教職員研修（教育委員会教育センター）
- ・不祥事防止、コンプライアンスに関する研修（教育委員会事務局教職員室、教育委員会教育センター）
- ・管理職のマネジメント力向上に関する研修（教育委員会事務局教職員室、教育委員会教育センター）
- ・教職員の働き方改革の推進（教育委員会事務局教育総務課、教育委員会事務局教職員室、教育委員会事務局学校教育課）
- ・ストレスチェックの実施（教育委員会事務局教職員室）
- ・スクールミーティングの実施（教育委員会事務局教育総務課）
- ・学校支援総合推進事業（教育委員会事務局学校教育課）
- ・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）（教育委員会事務局学校教育課）
- ・地域学校協働活動の推進（教育委員会事務局生涯学習課）
- ・学校評価の実施と結果を反映した改善等（教育委員会事務局学校教育課）
- ・学校ホームページ等による情報提供（教育委員会事務局学校教育課）

## アクション4 家庭教育と家庭・地域・学校の協働の充実

### 内容

子どもへの教育は、一人一人の発達過程を踏まえ、個性の伸長を図りながら、学びへの意欲を高め、自立に向けて必要となる基礎的・基本的な資質や能力を育み、人としての礎をつくることです。これを達成するため、未来を担う子どもの教育は、家庭、地域及び学校がそれぞれの役割を果たし、互いに密に連携・協働し、社会全体で子どもの成長を支えることが重要です。

保護者は、子どもの教育について、第一義的に責任を有し、家庭は、子どもの成長にとって極めて重要な意味を持っています。家庭が、子どもにとって心安らぐ楽しい居場所であり、家族の信頼関係に基づく安定した情緒の中で人間性の基礎が形成される場となるよう、家庭教育の重要性を子どもの成長に関わる大人が再認識する必要があります。これを達成するため、家庭教育の充実につながる学習機会や啓発活動、相談活動の充実を図ります。

学校は、「開かれた学校」の趣旨を踏まえ、保護者や地域の思いや願いを踏まえた教育活動を行う必要があります。家庭、地域及び学校とのつながりを「協力」から「協働」へと深化させるため、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や地域学校協働活動を通して、「地域とともにある学校」及び「学校を核とした地域づくり」の実現に努めます。また、子どもの学びの可能性を広げるために、地域や企業、NPO、大学等の人材及び場を積極的に学校教育に活用し、学校内にとどまらない「社会に開かれた教育課程」の編成を進めます。

いじめや児童虐待など、子どもが抱える課題に対しては、学校だけの対応にとどまらず、必要に応じて、「チームとしての学校」の考え方の下、弁護士、公認心理師、臨床心理士等の専門職及び関係機関の指導・助言、サポート及び関与を得て、子どもにとって最適な対応が図られるよう努めます。

### 課題

「家庭教育と家庭・地域・学校の協働の充実」を進めるに当たっての課題は、次のとおりです。

#### ① 「社会構造の変化と家庭の教育力」

三世帯世帯が減少し、核家族化するなど家庭の世帯構造が変化していることや、保護者の就労に伴い、子どもと接する時間が短くなっていることなど、これまでとは違い、家庭において子育てに時間をかけにくいという現状があります。また、子育てについて悩みや不安がある家庭も多くあります。

#### ② 「地域の担い手の不足や固定化」

地域の人々の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティが弱くなってきているとの指摘もあります。地域の関係団体を担う方も固定化し、次の担い手が不足している傾向にある地域もあります。

#### ③ 「学校圏の一貫した教育」

地域の中学校、小学校、幼稚園、保育園等においては、地域の子どもの育てることの重要性を考え、定期的な研修や連絡会を実施していますが、目指す姿や育てたい力を共有化し、地域学習

の内容の検討や幼児期から中学校卒業までの連続性、系統性を踏まえたカリキュラム編成をするなど、一貫した教育の推進に工夫の余地があります。

#### ④「相談内容の多様化」

保護者が子どもに関して相談する内容は、発達に関すること、不登校に関すること、友達との関わりに関することなど多様化しています。

### 方針（進め方）

家庭教育と家庭、地域及び学校の協働を充実するために、次の5つの方針を掲げます。

- 1 家庭の教育力が高められるよう、保護者に対する家庭教育や子育てに関する学習機会の充実及び支援を進めます。
- 2 学校園での生活に関する保護者の悩みや不安に寄り添えるよう、学校園の教育相談の体制を整えます。
- 3 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や地域学校協働活動を通して、目指す子どもの姿や教育の方向性を熟議し、「地域とともにある学校」及び「学校を核とした地域づくり」の実現に努めます。また、学校は、保護者、地域関係者等への適切な情報提供を行い、説明責任を果たします。
- 4 いじめを始めとする学校で生じた問題等について、専門的な観点からの方策検討や対処が必要な場合には、積極的に「チームとしての学校」の考え方の下、弁護士、公認心理師、臨床心理士等の専門職及び関係機関と連携して対応します。また、地域の歴史や伝統文化等の地域の特色を生かし、社会に開かれた教育活動を行います。
- 5 教育委員会を始めとした関係機関は、必要に応じて学校に専門家を派遣し、定期的に情報を把握して、学校を支援する体制を整えます。

具体的には、次のような取組を進めます。

- 1 子どもが基本的な生活習慣や他人に対する思いやりなどの基本的倫理観、自立心や自制心などを身に付けるには、家庭が重要な役割を担っているため、子どもに対して保護者が関わることの重要性について啓発活動を行います。
- 2 安心して子育てができるよう、子育て中の保護者同士や親子で交流できる場を増やすとともに、保護者同士のつながりや地域とのつながりの強化を促進します。
- 3 子どもの居場所づくりや多様な学習機会の提供を行うことにより、全ての子どもたちが成長していける環境の整備を図ります。
- 4 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を全学校に導入します。
- 5 地域と学校が連携・協働して行う地域学校協働活動と学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を一体的に推進します。
- 6 PTAや保護者会、地域関係団体と連携し、子どもにとってより良い教育環境となるように取組を進めます。
- 7 子どもサミットやボランティア活動など、子どもたちが自分たちの住む地域を学び、できることは何かを考え、行動する機会や場の確保を支援します。

- 8 地域の中学校、小学校、幼稚園、保育園等の連携を進め、育ちや学びの連続性を高めるため、定期的な連絡会や研修を行い、一貫性のある教育を推進します。
- 9 学校園は、保護者の子育て等に関する相談等に応じられるよう体制を整えます。「チームとしての学校」の考え方の下、必要に応じて保護者に関係機関を紹介するとともに、専門家の助言を得て、保護者の子育て等の支援に努めます。
- 10 教育相談センターや大津少年センターにおける保護者の子育てに関する相談活動を推進します。

## 成果目標（指標）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
76%	80%	85%	90%	100%
<b>学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入率</b> ※令和元年度 67%（小中学校 55校）				
<b>子育て講座の保護者満足度の増加（新規）※</b>				

※子育て講座の保護者満足度の増加（新規）：成果目標については、令和2年度中に設定する。

## 主な事業

- ・学校園における保護者相談（福祉子ども部幼児政策課、教育委員会事務局学校教育課、教育委員会事務局児童生徒支援課）
- ・教育相談事業（教育委員会教育相談センター）
- ・スクールカウンセラーの配置（教育委員会事務局児童生徒支援課）
- ・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）（教育委員会事務局学校教育課）
- ・地域学校協働活動の推進（教育委員会事務局生涯学習課）
- ・家庭教育推進事業（教育委員会事務局生涯学習課）
- ・弁護士等の専門家の派遣（教育委員会事務局児童生徒支援課）
- ・児童館運営事業（福祉子ども部子ども家庭課）
- ・子どもの学習・生活支援事業（福祉子ども部福祉政策課、福祉子ども部生活福祉課）
- ・子どもの居場所づくり事業（福祉子ども部子ども家庭課子ども家庭相談室、福祉子ども部福祉政策課）
- ・放課後児童健全育成支援事業（福祉子ども部児童クラブ課）
- ・公民館講座・子どもの居場所づくり事業（教育委員会事務局生涯学習課）

## アクション5 持続可能な地域づくりを担う人材の育成

### 内容

今後の社会教育には、地域コミュニティの維持・活性化への貢献や、全ての住民が地域社会の構成員として社会参加できるような社会的包摂への寄与、社会の変化に対応した学習機会の提供が期待され、その重要性は更に高まっていくと考えられます。

そのため、様々な環境変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力を維持・向上させるよう、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた地域の課題解決のための学びの推進を図る必要があります。この場合、学習の拠点となる社会教育施設等の効果的な活用及び地域や学校、大学等との連携が重要です。

本市は、魅力ある自然環境や連綿と受け継がれてきた歴史・文化などを有しており、大津に関する学習を通して、郷土愛を育み、主体的に地域づくりに参画しようとする市民意識を醸成することが大切です。

### 課題

「持続可能な地域づくりを担う人材の育成」を進めるに当たっての課題は、次のとおりです。

#### ①「地域コミュニティのつながりの希薄化」

日本はかつて、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、生活の様々な場面において「支え合いの機能」が存在し、その中で社会保障的な役割の一部も補完してきました。しかし、人口減少や超高齢社会の進行、さらには価値観の多様化などにより、家庭・地域という生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。

#### ②「地域づくりを担う人材の育成」

少子化に伴う人口減少や超高齢社会の到来など、社会を取り巻く環境が急激に変化する中においては、社会の持続的発展に向けた地域課題の解決のための学びを推進し、地域の諸課題についての当事者意識を育むとともに、主体的に地域づくりを担う次代の人材の育成が求められています。

### 方針（進め方）

持続可能なまちづくりを担う人材を育成するため、次の3つの方針を掲げます。

- 1 男女共同参画社会の形成の促進、人権、環境保全、消費生活、食、地域防災・安全等について主体的に学ぶ機会の充実を図り、現代的・社会的な課題に対応した学習等を推進します。
- 2 全ての人々が、地域において世代を超えてお互いに交流しながら、地域や暮らし、各々の生きがいを共に作り、高めあう「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進します。
- 3 まちづくりや地域の課題解決等に熱意を持って主体的に取り組む人材を育成し、多様な関係主体との実践的な学びを通して、学ぶ仲間同士がつながり、学んだ成果をまちづくりや地域づくり

に生かす生涯学習社会の実現に向けた取組を推進します。

具体的には、次のような取組を進めます。

- 1 住民自らが課題を設定し、主体的に学ぶことができる出前講座などの学習機会の充実を図ります。
- 2 公民館講座などを通して、高齢者等の社会参加に対する意欲を高める学習機会の充実を図ります。
- 3 高齢者等がこれまで培った豊かな知識や技術、経験を生かし、生き生きと地域で活動できる取組を推進します。
- 4 性別、年齢、障害の有無、国籍の違いにかかわらず、多様性を認め合う共生社会の実現を図るため、市民や地域、学校が協働しながら、思いやりや助け合いの心など、人権に対する意識の醸成に努めます。
- 5 住民自らが計画し、実施する学習への支援と、今日的課題などをテーマとした学習機会の提供などを組み合わせ、「人権・生涯」学習を効果的に推進します。
- 6 公民館やコミュニティセンターが地域の身近な学習の拠点となるとともに、研修などを通して、公民館やコミュニティセンターの職員のコーディネート力の育成に努めます。
- 7 地域住民自らが社会を担う当事者であるという自覚を醸成する教育を推進します。
- 8 幅広い地域住民の参画を得て、活力ある地域づくりに結びつく学習機会の充実を図ります。
- 9 社会教育関係団体には、必要な知識や技術等に関する学習機会や団体相互の交流、情報交換を行う場などを提供するなど、市民活動の活性化やネットワークづくりを支援します。
- 10 大津人実践講座などを通して、地域や大学、事業者等と連携し、学んだ成果を地域づくりに生かすことができる実践的な学びの機会の充実を図ります。
- 11 住民の地域への愛着心を育み、学ぶ者同士がつながり、地域づくりのために主体的に行動できる「大津人」を育成します。

## 成果目標（指標）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2,800人	2,850人	2,900人	2,950人	3,000人
<b>市民の主体的な学び（出前講座利用者数）の増加</b> ※基準値 2,752人（令和元年度）				
72%	74%	76%	78%	80%
<b>出前講座利用者の満足度の増加</b> ※基準値 70%（令和元年度） <small>※講座利用者のアンケート調査により「とても良い」（5段階中最も良い評価）と回答した率</small>				
310人	320人	330人	340人	350人
<b>大津人実践講座参加者数（延べ人数）の増加</b> ※基準値 298人（令和元年度）				

## 主な事業

- ・おおつ学推進事業（教育委員会事務局生涯学習課）
- ・大津市熱心まちづくり出前講座（教育委員会事務局生涯学習課）
- ・大津市生涯学習推進フォーラムの開催（教育委員会事務局生涯学習課）
- ・地域学校協働活動の推進（教育委員会事務局生涯学習課）
- ・協働推進事業（市民部自治協働課協働のまちづくり推進室）
- ・郷土の学習（教育委員会事務局学校教育課）
- ・「人権・生涯」学習推進事業（教育委員会事務局生涯学習課）
- ・公民館・コミュニティセンターにおける主体的な学びの推進（教育委員会事務局生涯学習課、市民部自治協働課協働のまちづくり推進室）
- ・生涯学習センター管理運営事業（教育委員会生涯学習センター）
- ・北部地域文化センター管理運営事業（教育委員会北部地域文化センター）
- ・和邇文化センター管理運営事業（教育委員会和邇文化センター）